

No.5 横浜国際港都建設事業二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第1期地区土地 区画整理事業の事業計画変更に対する意見書の審査に関する案件概要

議第1275号 土地区画整理法第55条第13項において準用する同条第3項に基づく意見書
の審査

(内容)

国際港都建設事業三ツ境下草柳線等沿道地区第1期地区土地区画整理事業の事業計画変更
手続において意見書が提出されましたので、土地区画整理法第55条第13項において準
用する同条第3項の規定により意見書を横浜市都市計画審議会に付議し、事業計画変更
に対する意見書の審査を行います。